



# くらしのまど

vol. 2

## アダルトサイトの



## ワンクリック請求 に注意!



### <相談事例 1>

アダルトサイトのサンプル動画を見ようとして、18歳以上に進んだら「登録完了、3日以内に99,800円を払ってください。放置すると身辺調査をします」という画面が出た。誤操作の方は24時間以内に連絡するようにとあったので電話をすると、個人情報を見られ支払い義務があると言われた。

#### アドバイス

相手は、電話をかけさせるよう「誤操作の方」「退会手続」などと誘導し、個人情報を取得しようとしています。有料の表示がなく、登録するつもりもなければ、契約は成立していません。あわてないで、無視しましょう。

### <相談事例 2>

タブレット端末で歌手の動画を見ようとして、脇に表示された広告をタップしたら、突然アダルトサイトの「会員登録完了」の画面になった。退会手続きに進むとサイトに電話がかかってしまい、10万円を請求されたため、ネットで調べた相談窓口に電話をすると、取消し費用3万円を請求された。

#### アドバイス

ネットで相談窓口を検索し、上位にヒットした相談先に電話をしたら、取消し費用を請求されたという相談がありますが、本来は業務としてできない相談窓口です。自治体が設置している消費生活センターでは、相談に対して電話料金以外の費用が発生することはありません。

## 郡山市消費生活センター

場所：市役所西庁舎 3階

電話：921-0333

受付時間：8:30~17:15



郡山市は、WHO(世界保健機関)地域安全推進協働センターが推奨するセーフコミュニティ活動に取り組んでいます。

# 通信販売の『定期購入』に気をつけて！！



～ネット通販、テレビショッピングなど、  
1回の注文で定期的に商品が届く『定期購入』の  
トラブルが発生しています～

いつでも手軽に購入出来る通信販売の利用は年々増えています。通信販売でサプリメントや化粧品をお試し価格で1回だけ購入するつもりが、定期的に商品が送られ、『定期購入』になっていた事に気づき、通常価格の請求を受けたという相談が多くなっています。

## 〈相談事例〉

ネット通販でお試し価格のサプリメントを1回だけのつもりで注文した。しかし、翌月も商品と振込用紙が届いた。明細書に定期コースと書いてあるが、定期購入の申込みはしていない。ホームページを確認したら、4回以上の継続した購入が条件となっていた。

新聞広告で知った送料のみの負担で良いという健康食品を電話で注文し、代引き配達で受け取った。その後も商品が届いたため、業者に連絡したところ、『期日までに断りの連絡がなかったので、定期購入となっている。次月分も発送手配は済んでいる。』と言われた。



## アドバイス

☆通信販売の場合、クーリング・オフの適用はありません。



☆「無料」「期間限定」などの言葉に惑わされて購入するのではなく、重要な契約条件を確認しましょう。健康食品などの通信販売は、初回はお試し価格で購入出来ても、2回目からは定価で複数回の定期購入が条件になっている場合があります。このような購入の条件や返品については、事業者が広告などに記載している規約に従うこととなります。規約が分かりづらい場合は、事業者に直接確認し、納得してから契約しましょう。

